

文教委員会議案説明資料

令和7年7月7日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第69号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2
(子ども家庭部)	
2 第86号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担 に関する条例の一部を改正する条例……………	9

(教 育 委 員 会)

第 6 9 号議案説明資料

令和 7 年 7 月 7 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	1 概要 主に、以下の 2 つの理由から、本条例の一部を改正する。 (1) 社会人を対象とした奨学金返済支援助成制度（以下「新制度」という。）を創設するため。 (2) 足立区給付型奨学金について、区で給付していない日本学生支援機構の給付奨学金(学資支給金)※も控除して給付するとの規定により、一部の奨学生に不利益な状況が発生しているため。 ※ 学費のほか、学用品や生活費などを補填することで、奨学生が生活に不安を覚えることなく、学業に専念できることを目的に給付されているもの 【改正前（現状）】 区からの <u>給付額が 0 円となる事例が発生</u> している 区給付 ①入学金 250,000 円 ②授業料(前期) 410,000 円 ③施設整備費等 115,000 円 合計 (①+②+③) 775,000 円 国(日本学生支援機構)給付 ④入学金の減免額 250,000 円 ⑤授業料(前期)の減免額 350,000 円 ⑥給付奨学金(学資支給金) 229,800 円 合計 (④+⑤+⑥) 829,800 円 = 区からの給付額 0 円 ⑥給付奨学金(学資支給金)を含めて控除する 【改正後】 条例を改正することにより、<u>区からの給付が可能</u> となる。 区給付 ①入学金 250,000 円 ②授業料(前期) 410,000 円 ③施設整備費等 115,000 円 合計 (①+②+③) 775,000 円 国(日本学生支援機構)給付 ④入学金の減免額 250,000 円 ⑤授業料(前期)の減免額 350,000 円 ⑥給付奨学金(学資支給金) 229,800 円 合計 (④+⑤) 600,000 円 = 区からの給付額 175,000 円 ⑥給付奨学金(学資支給金)は控除しない

2 主な改正内容

- (1) 「奨学金返済支援助成制度」に関する文言を削る。
→ 現行の学生を対象とした制度は新制度と統合するため、現行制度に関する文言は足立区育英資金条例から削る。
なお、当該条例は「学生」を対象に「進学又は修学のための学資金を助成」することを目的としていることから、社会人が対象である新制度について当該条例で規定することは適切でない。よって、新制度は新たに要綱を制定のうえ実施する。
- (2) 第1条の3第1項ただし書（学資支給金を控除するとの規定）を削る。
- (3) 第1条の2第5号の規定中、大学等における修学の支援に関する法律の項番を改める（第2条第3項を第2条第4項に改める）。

3 新旧対照表

P 4～8 のとおり

4 施行年月日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第1条の2第5号の規定は、令和7年4月1日から適用し、この条例による改正後の第1条の3第1項の規定は、令和7年4月1日以後の奨学資金の給付について適用する。

5 今後の方針

条例改正の議決が得られた後、足立区育英資金条例施行規則の改正、新たな要綱を制定のうえ、新制度の募集を令和7年9月（予定）から開始する。

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後														
第1条 省略	第1条 現行のとおり														
第1条の2 （１）～（４）省略 （５） 確認大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号） <u>第2条第3項</u> に規定する確認大学等をいう。 （給付及び助成の額等）	第1条の2 （１）～（４）現行のとおり （５） 確認大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号） <u>第2条第4項</u> に規定する確認大学等をいう。 （給付及び助成の額等）														
第1条の3 奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額（当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。）の範囲内とする。 <u>ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。</u>	第1条の3 奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額（当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額 _____）の範囲内とする。 _____ (削 る)														
2 学資金の助成の種類及び額は、次のとおりとする。	2 学資金の助成の種類は <u>高等学校等入学準備助成</u> とし、その額は100,000円とする。														
<table border="1"> <tr> <td>奨学金返済支援助成</td><td>貸与額の2分の1の額。ただし、当該</td></tr> <tr> <td></td><td>額が1,000,000円を超える場合は、</td></tr> <tr> <td></td><td>1,000,000円とする。</td></tr> <tr> <td>高等学校等入学準備助成</td><td>100,000円</td></tr> </table>	奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該		額が1,000,000円を超える場合は、		1,000,000円とする。	高等学校等入学準備助成	100,000円	<table border="1"> <tr> <td>(削る)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	(削る)					
奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該														
	額が1,000,000円を超える場合は、														
	1,000,000円とする。														
高等学校等入学準備助成	100,000円														
(削る)															
（給付の資格）	（給付の資格）														
第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。	第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。														
（１） 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。	（１） 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。														
（２） 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（こ	（２） 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（こ														

改 正 前	改 正 後
れらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者(その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者)であること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (4) 学業成績が優良であると認められること。 (5) _____奨学金返済支援助成を受けていないこと。 (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。 (助成の資格) 第3条 <u>奨学金返済支援助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u> (1) <u>奨学金返済支援助成を受ける者の生計を維持する者が、申請の日の6箇月前から足立区内に引き続き住所を有していること。</u> (2) <u>次のいずれかに該当すること。</u> ア <u>中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(第3学年に限る。)(以下「中学校等」という。))を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。))で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、当該高等学校等を正規の修業年数で卒業した者であること。</u> イ <u>高等学校、高等専門学校(第3学年に限る。)、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。))で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程)に入学又は進級をした者で、かつ、当該確認大学等を正規の</u>	れらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者(その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者)であること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (4) 学業成績が優良であると認められること。 (5) <u>足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和7年足立区条例第号)による改正前の足立区育英資金条例の規定による奨学金返済支援助成を受けていないこと。</u> (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。 (助成の資格) 第3条 <u>(削る)</u>

改 正 前	改 正 後
<u>修業年数で卒業した者であること。</u> (3) <u>学業成績が優秀であると認められること。</u> (4) <u>独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づく奨学金の貸付を受けていること。</u> (5) <u>この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと。</u> (6) <u>前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u> 2 高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 第4条～第5条 (略) (奨学生等候補者決定の取消し) 第6条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。 (1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。 2 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。 (1) <u>第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。</u> (2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u> 3 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。 (1) <u>第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。</u> (2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。	<u>高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 現行のとおり 第4条～第5条 現行のとおり (奨学生等候補者決定の取消し) 第6条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。 (1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。 <u>(削る)</u> 2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。 (1) <u>第3条各号の要件を欠くに至ったとき。</u> (2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

改 正 前	改 正 後
第7条～第7条の2 (略) (助成の交付決定及び助成額の交付) 第8条 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。 2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条第2項各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。 3 区長は、前2項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。 (給付決定の取消し) 第9条 (略) (交付決定の取消し) 第10条 区長は、奨学金返済支援助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により奨学金返済支援助成の交付決定を受けたとき。 (3) 助成金を奨学金返済支援助成の目的以外の用途に使用したと認められるとき。 2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。 (1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付決定を受けたとき。 (3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。 (給付金又は助成金の返還)	第7条～第7条の2 現行のとおり (助成の交付決定及び助成額の交付) 第8条 (削る) __区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。 2 区長は、前項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。 (給付決定の取消し) 第9条 現行のとおり (交付決定の取消し) 第10条 (削る) __区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。 (1) 第3条各号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付決定を受けたとき。 (3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。 (給付金又は助成金の返還)

改 正 前	改 正 後
第11条 (略) (育英資金審議会) 第12条 奨学金の給付及び学資金の助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。 (1) 奨学金の給付<u>及び学資金の助成</u>に係る申請者の選考審査に関すること。 (2) その他区長が必要と認める事項 第3項及び第4項 省略 第13条～第14条 (略)	第11条 現行のとおり (育英資金審議会) 第12条 奨学金の給付及び学資金の助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。 (1) 奨学金の給付_____に係る申請者の選考審査に関すること。 (2) その他区長が必要と認める事項 第3項及び第4項 現行のとおり 第13条～第14条 現行のとおり <u>付 則 (令和7年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日等)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第1条の2第5号の規定は、令和7年4月1日から適用し、この条例による改正後の第1条の3第1項の規定は、令和7年4月1日以後の奨学資金の給付について適用する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を受けている者及び奨学金返済支援助成の交付決定を受けている者に対する足立区育英資金条例第3条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定の適用については、なお従前の例による。</u>

第 8 6 号議案説明資料

令和 7 年 7 月 7 日

件名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例														
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課 子ども政策課														
内容	1 利用者負担条例改正の経緯 (1) 審議会への諮問 東京都の無償化の方針を踏まえ、保育所等を利用する0～2歳児の第1子保育料の無償化について、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。 (2) 審議会の答申 令和7年4月17日及び5月8日に開催した審議会において、0歳から2歳児課税世帯の第1子の保育料について無償相当とすべきとの答申を受理 なお、保育料第1子無償化に伴う歳入増については、公定価格の改定や保育園の建替整備を除き、保育の質の向上に資する施策に活用することなどの意見が挙げられた。														
	2 主な改正内容（詳細は、P10～44新旧対照表を参照） 上記の都方針及び審議会答申に基づき、認可保育施設等の第1子保育料（0～2歳児・課税世帯）を令和7年9月から無償化する。 (1) 無償化の概要														
	<table><tr><th rowspan="2">児童数</th><th colspan="2">0～2歳児</th><th>3～5歳児</th></tr><tr><th>課税</th><th>非課税</th><th>所得制限なし</th></tr><tr><td>第1子</td><td>① 区民税額等により算定 保育料：5,100～75,500円/月 →無償 (約2,200人)</td><td rowspan="2">③ 無償 (約500人)</td><td rowspan="2">④ 無償 (約7,400人)</td></tr><tr><td>第2子以降</td><td>② 無償 (約2,400人)</td></tr></table> ※ 今回改正対象は①。②～④は無償化対応済 (2) 対象施設 認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、区立認可外保育施設等			児童数	0～2歳児		3～5歳児	課税	非課税	所得制限なし	第1子	① 区民税額等により算定 保育料：5,100～75,500円/月 →無償 (約2,200人)	③ 無償 (約500人)	④ 無償 (約7,400人)	第2子以降
児童数	0～2歳児		3～5歳児												
	課税	非課税	所得制限なし												
第1子	① 区民税額等により算定 保育料：5,100～75,500円/月 →無償 (約2,200人)	③ 無償 (約500人)	④ 無償 (約7,400人)												
第2子以降	② 無償 (約2,400人)														
3 施行年月日 令和7年9月1日から施行する。															

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 平成27年3月19日条例第37号 改正 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号 令和5年9月29日条例第60号 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 平成27年3月19日条例第37号 改正 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号 令和5年9月29日条例第60号 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項

改正前	改正後
に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区（以下「区」という。）が設置する施設をいう。 (2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する認定こども園をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。 (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。 (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいう。 (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。 (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。 (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。 (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。 (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育	に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区（以下「区」という。）が設置する施設をいう。 (2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する認定こども園をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。 (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。 (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいう。 (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。 (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。 (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。 (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。 (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育

改正前	改正後
の質向上の対価として定める額 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等) 第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。 2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。 4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額) 第4条 3歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とする。 2 3歳未満の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める3歳未満の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第	の質向上の対価として定める額 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等) 第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。 2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。 4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額) 第4条 教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とする。 (削る。)

改正前	改正後
30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。	
3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある教育・保育給付認定子ども（法第19条第1号に該当する者及び 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、 3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。 （保育の利用における利用者負担額の調整）	（削る。）
第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合で、2人目以降の子どもが法第19条第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、0円とする。	第5条 削除
（特別保育に係る利用料の徴収）	（特別保育に係る利用料の徴収）
第6条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。	第6条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。
2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第5に定めるとおりとする。	2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。
3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第6に定めるとおりとする。 （利用者負担額及び特別保育利用料の決定）	3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 （利用者負担額及び特別保育利用料の決定）
第7条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。	第7条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

改正前	改正後
(利用者負担の減額又は免除) 第8条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。 (利用者負担の納期限) 第9条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。 (督促及び滞納処分) 第10条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。 2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (利用者負担の不還付) 第11条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (事務の委任) 第12条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第9条から前条までに定める事務を除く。 (委任) 第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則 (施行期日)	(利用者負担の減額又は免除) 第8条 第6条の規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。 (利用者負担の納期限) 第9条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。 (督促及び滞納処分) 第10条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。 2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (利用者負担の不還付) 第11条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (事務の委任) 第12条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第9条から前条までに定める事務を除く。 (委任) 第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則 (施行期日)

改正前	改正後
第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設に係る利用者負担額に関する措置）	（認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設に係る利用者負担額に関する措置）
第2条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設を利用している子どもが、施行日以後も継続してこれらの施設を利用（区立認定こども園にあっては長時間利用に限る。）する場合（これらの施設間で転所する場合を含む。）であって、当該子どもに対して平成27年度に適用される利用者負担額の階層区分が、平成26年度の保育料算定のためにこの条例による改正前の足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「旧保育条例」という。）第16条及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号。以下「旧認定こども園条例」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき決定された階層区分（以下この項において「旧階層」という。）を3階層以上上回ったときは、平成27年4月から8月までの利用者負担額に限り、旧階層に係る旧保育条例に定める保育料金額を利用者負担額として適用する。	第2条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設を利用している子どもが、施行日以後も継続してこれらの施設を利用（区立認定こども園にあっては長時間利用に限る。）する場合（これらの施設間で転所する場合を含む。）であって、当該子どもに対して平成27年度に適用される利用者負担額の階層区分が、平成26年度の保育料算定のためにこの条例による改正前の足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「旧保育条例」という。）第16条及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号。以下「旧認定こども園条例」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき決定された階層区分（以下この項において「旧階層」という。）を3階層以上上回ったときは、平成27年4月から8月までの利用者負担額に限り、旧階層に係る旧保育条例に定める保育料金額を利用者負担額として適用する。
2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所（前項の施設間での転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。	2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所（前項の施設間での転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。
3 第1項の規定を適用する場合における利用者負担額の調整にあっては、第5条第1項第1号中「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）」とあるのは「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）又は認可外保育施設」と、「別表第7」とあるのは「付則別表第1」とする。	3 第1項の規定を適用する場合における利用者負担額の調整にあっては、第5条第1項第1号中「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）」とあるのは「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）又は認可外保育施設」と、「別表第7」とあるのは「付則別表第1」とする。
4 旧保育条例第15条から第24条まで及び第33条の規定並びに別表第3から別表第5までの規定は、施行日前の保育の実施等に係る費用に関しては、	4 旧保育条例第15条から第24条まで及び第33条の規定並びに別表第3から別表第5までの規定は、施行日前の保育の実施等に係る費用に関しては、

改正前	改正後
この条例の施行後も、なおその効力を有する。 5 旧認定こども園条例第14条から第17条までの規定及び別表の規定は、施行日前の保育及び教育の実施に係る費用に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 （私立認定こども園（長時間利用）に係る利用者負担額に関する措置） 第3条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園に限る。）の満3歳児、3歳児又は4歳児のクラスに在籍する子ども（適用年度において生計を一にする世帯に小学校1学年から小学校3学年までの子どもがいる場合に限る。）が施行日以後も継続して同一の施設を利用（長時間利用に限る。）する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分（以下この条において「新階層」という。）に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、適用年度における当該子どもの同一施設の短時間利用に係る利用者負担額、特定負担額及び給食費並びに延長保育（保育標準時間の認定を受けた子どもは11時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとし、保育短時間の認定を受けた子どもは8時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとする。）に係る費用の合計額から別に定める助成相当分を減じて得た額（以下この条において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、当該子どもが同一の施設を利用している間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 第4条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園の0歳児から4歳児までのクラスに在籍する子ども（前条の措置が適用されるものを除く。）が、施行日以後も継続して同一の施設を利用（長時間利用に限る。）する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に	この条例の施行後も、なおその効力を有する。 5 旧認定こども園条例第14条から第17条までの規定及び別表の規定は、施行日前の保育及び教育の実施に係る費用に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 （私立認定こども園（長時間利用）に係る利用者負担額に関する措置） 第3条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園に限る。）の満3歳児、3歳児又は4歳児のクラスに在籍する子ども（適用年度において生計を一にする世帯に小学校1学年から小学校3学年までの子どもがいる場合に限る。）が施行日以後も継続して同一の施設を利用（長時間利用に限る。）する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分（以下この条において「新階層」という。）に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、適用年度における当該子どもの同一施設の短時間利用に係る利用者負担額、特定負担額及び給食費並びに延長保育（保育標準時間の認定を受けた子どもは11時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとし、保育短時間の認定を受けた子どもは8時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとする。）に係る費用の合計額から別に定める助成相当分を減じて得た額（以下この条において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、当該子どもが同一の施設を利用している間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 第4条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園の0歳児から4歳児までのクラスに在籍する子ども（前条の措置が適用されるものを除く。）が、施行日以後も継続して同一の施設を利用（長時間利用に限る。）する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に

改正前	改正後
基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、平成26年度の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）、特定負担額及び給食費の合計額から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 (1) 平成27年3月31日現在において0歳児又は1歳児のクラスに在籍する子ども 2歳児クラスの年度末まで (2) 同日現在において2歳児から4歳児までのクラスに在籍する子ども 同年4月から8月まで 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 （特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する措置） 第5条 第4条本文及び第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、平成27年度に特定地域型保育事業（小規模保育事業及び家庭的保育事業に限る。以下この条において同じ。）に移行する事業を利用している子どもが、施行日以後も継続して同一の特定地域型保育事業を利用する場合に、当該子どもに対して事業を利用する年度に適用される利用者負担額は、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を利用している間、付則別表第2及び付則別表第3に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を変更（同一の事業区分間での変更を除く。）し、又は辞めた場合は、変更し、又は辞めた日が属する月の翌月（変更し、又は辞めた日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 （東京都認証保育所の認可保育所移行に係る措置）	基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、平成26年度の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）、特定負担額及び給食費の合計額から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 (1) 平成27年3月31日現在において0歳児又は1歳児のクラスに在籍する子ども 2歳児クラスの年度末まで (2) 同日現在において2歳児から4歳児までのクラスに在籍する子ども 同年4月から8月まで 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 （特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する措置） 第5条 第4条本文及び第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、平成27年度に特定地域型保育事業（小規模保育事業及び家庭的保育事業に限る。以下この条において同じ。）に移行する事業を利用している子どもが、施行日以後も継続して同一の特定地域型保育事業を利用する場合に、当該子どもに対して事業を利用する年度に適用される利用者負担額は、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を利用している間、付則別表第2及び付則別表第3に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を変更（同一の事業区分間での変更を除く。）し、又は辞めた場合は、変更し、又は辞めた日が属する月の翌月（変更し、又は辞めた日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 （東京都認証保育所の認可保育所移行に係る措置）

改正前	改正後
第6条 第4条本文の規定にかかわらず、東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）が認可保育所に移行する際に在籍する支給認定子どもが、継続して同一の保育所を利用する場合は、当該子どもに対して移行後に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に基づく利用者負担額が、移行する日が属する月の前月の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 2 前項の措置は、当該子どもが在籍する認証保育所が認可保育所に移行した日が属する月から起算して5箇月分の利用者負担額に限り適用する。 3 前2項に規定する措置は、平成32年3月31日まで適用する。 4 前3項の規定にかかわらず、当該子どもが転所（同一の施設区分への転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 第7条 前各条に規定するもののほか、区長が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、利用者負担額に関する措置を講じることができる。 （私立認可保育所に関する特例） 第8条 私立認可保育所が特定教育・保育を提供する場合にあつては、法附則第6条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第6条第4項」とし、第3条第1項及び第11条第1項中「及び認可外保育施設」とあるのは「、認可外保育施設及び私立認可保育所」とし、第11条第2項中「児童福祉法第56条第8項」とあるのは「児童福祉法第56条第8項及び法附則第6条第7項」とする。 （施設型給付費等に関する経過措置） 第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1号に係る支給認定子どもに対し	第6条 第4条本文の規定にかかわらず、東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）が認可保育所に移行する際に在籍する支給認定子どもが、継続して同一の保育所を利用する場合は、当該子どもに対して移行後に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に基づく利用者負担額が、移行する日が属する月の前月の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。 2 前項の措置は、当該子どもが在籍する認証保育所が認可保育所に移行した日が属する月から起算して5箇月分の利用者負担額に限り適用する。 3 前2項に規定する措置は、平成32年3月31日まで適用する。 4 前3項の規定にかかわらず、当該子どもが転所（同一の施設区分への転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。 第7条 前各条に規定するもののほか、区長が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、利用者負担額に関する措置を講じることができる。 （私立認可保育所に関する特例） 第8条 私立認可保育所が特定教育・保育を提供する場合にあつては、法附則第6条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第6条第4項」とし、第3条第1項及び第11条第1項中「及び認可外保育施設」とあるのは「、認可外保育施設及び私立認可保育所」とし、第11条第2項中「児童福祉法第56条第8項」とあるのは「児童福祉法第56条第8項及び法附則第6条第7項」とする。 （施設型給付費等に関する経過措置） 第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1号に係る支給認定子どもに対し

改正前	改正後																
て特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあっては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ(1)」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。	て特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあっては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ(1)」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。																
第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ(1)」とする。 (足立区における保育の利用等に関する条例の一部改正)	第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ(1)」とする。 (足立区における保育の利用等に関する条例の一部改正)																
第11条 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区立認定こども園条例の一部改正)	第11条 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区立認定こども園条例の一部改正)																
第12条 足立区立認定こども園条例の一部を次のように改正する。 (次のよう略)	第12条 足立区立認定こども園条例の一部を次のように改正する。 (次のよう略)																
付則別表第1 (付則第2条関係) <table border="1" data-bbox="174 981 1066 1436"> <thead> <tr> <th>旧階層の区分</th><th>適用される額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	旧階層の区分	適用される額	B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額	D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額	D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額	付則別表第1 (付則第2条関係) <table border="1" data-bbox="1173 981 2065 1436"> <thead> <tr> <th>旧階層の区分</th><th>適用される額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯</td><td>付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	旧階層の区分	適用される額	B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額	D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額	D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額
旧階層の区分	適用される額																
B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額																
D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額																
D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額																
旧階層の区分	適用される額																
B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額																
D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額																
D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額																

改正前							改正後						
備考 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 付則別表第2（付則第5条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業（給食実施）							備考 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 付則別表第2（付則第5条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業（給食実施）						
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）				階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）			
			保育標準時間		保育短時間					保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子				第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円	A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		3,200円	1,600円	3,100円	1,550円	B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		3,200円	1,600円	3,100円	1,550円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		6,000円	3,000円	5,900円	2,950円	C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		6,000円	3,000円	5,900円	2,950円
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上24,999円以下課税世帯	6,500円	3,250円	6,400円	3,200円	D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上24,999円以下課税世帯	6,500円	3,250円	6,400円	3,200円
D2		25,000円以上34,999円以下課税世帯	8,200円	4,100円	8,100円	4,050円	D2		25,000円以上34,999円以下課税世帯	8,200円	4,100円	8,100円	4,050円
D3		35,000円以上49,999円以下課税世帯	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円	D3		35,000円以上49,999円以下課税世帯	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円
D		50,000円以上	12,500円	6,250円	12,300円	6,150円	D		50,000円以上	12,500円	6,250円	12,300円	6,150円

改正前								改正後							
	4		以上 64,999円 以下課税 世帯						4		以上 64,999円 以下課税 世帯				
	D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	13,500円	6,750円	13,300円	6,650円		D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	13,500円	6,750円	13,300円	6,650円
	D 6		90,000円 以上 114,999円 以下課税 世帯	18,900円	9,450円	18,600円	9,300円		D 6		90,000円 以上 114,999円 以下課税 世帯	18,900円	9,450円	18,600円	9,300円
	D 7		115,000円 以上 144,999円 以下課税 世帯	22,200円	11,100円	21,800円	10,900円		D 7		115,000円 以上 144,999円 以下課税 世帯	22,200円	11,100円	21,800円	10,900円
	D 8		145,000円 以上 174,999円 以下課税 世帯	23,700円	12,400円	23,700円	12,200円		D 8		145,000円 以上 174,999円 以下課税 世帯	23,700円	12,400円	23,700円	12,200円
	D 9		175,000円 以上 204,999円 以下課税	23,700円	13,300円	23,700円	13,050円		D 9		175,000円 以上 204,999円 以下課税	23,700円	13,300円	23,700円	13,050円

改正前								改正後							
			世帯								世帯				
D 10			205,000円 以上 234,999円 以下課税 世帯	23,700円	14,200円	23,700円	13,950円	D 10			205,000円 以上 234,999円 以下課税 世帯	23,700円	14,200円	23,700円	13,950円
D 11			235,000円 以上 259,999円 以下課税 世帯	23,700円	15,100円	23,700円	14,850円	D 11			235,000円 以上 259,999円 以下課税 世帯	23,700円	15,100円	23,700円	14,850円
D 12			260,000円 以上 284,999円 以下課税 世帯	23,700円	15,850円	23,700円	15,600円	D 12			260,000円 以上 284,999円 以下課税 世帯	23,700円	15,850円	23,700円	15,600円
D 13			285,000円 以上 309,999円 以下課税 世帯	23,700円	16,650円	23,700円	16,350円	D 13			285,000円 以上 309,999円 以下課税 世帯	23,700円	16,650円	23,700円	16,350円
D 14			310,000円 以上 329,999円 以下課税 世帯	23,700円	17,350円	23,700円	17,050円	D 14			310,000円 以上 329,999円 以下課税 世帯	23,700円	17,350円	23,700円	17,050円
D 15			330,000円 以上	23,700円	22,260円	23,700円	21,900円	D 15			330,000円 以上	23,700円	22,260円	23,700円	21,900円

改正前								改正後							
			349,999円 以下課税 世帯								349,999円 以下課税 世帯				
	D 16		350,000円 以上 364,999円 以下課税 世帯	23,700円	23,040円	23,700円	22,620円		D 16		350,000円 以上 364,999円 以下課税 世帯	23,700円	23,040円	23,700円	22,620円
	D 17		365,000円 以上 379,999円 以下課税 世帯	23,700円	23,700円	23,700円	23,460円		D 17		365,000円 以上 379,999円 以下課税 世帯	23,700円	23,700円	23,700円	23,460円
	D 18 ～ D 25		380,000円 以上課税 世帯	23,700円	23,700円	23,700円	23,700円		D 18 ～ D 25		380,000円 以上課税 世帯	23,700円	23,700円	23,700円	23,700円
備考								備考							
1 この表において、第1子とは生計を一にする世帯内で最も出生が早い支給認定こどもをいい、第2子とは当該世帯内で最も出生が早い支給認定こどもから順に2人目の支給認定こどもをいう（付則別表第3において同じ。）。 2 前項の世帯内で最も出生が早い支給認定こどもから順に3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする（付則別表第3において同じ。）。 付則別表第3（付則第5条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業（給食未実施）								1 この表において、第1子とは生計を一にする世帯内で最も出生が早い支給認定こどもをいい、第2子とは当該世帯内で最も出生が早い支給認定こどもから順に2人目の支給認定こどもをいう（付則別表第3において同じ。）。 2 前項の世帯内で最も出生が早い支給認定こどもから順に3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする（付則別表第3において同じ。）。 付則別表第3（付則第5条関係） 小規模保育事業・家庭的保育事業（給食未実施）							

改正前							改正後						
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）				階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）			
			保育標準時間		保育短時間					保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子				第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円	A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		2,600円	1,300円	2,600円	1,300円	B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		2,600円	1,300円	2,600円	1,300円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		4,800円	2,400円	4,700円	2,350円	C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		4,800円	2,400円	4,700円	2,350円
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上24,999円以下課税世帯	5,200円	2,600円	5,100円	2,550円	D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上24,999円以下課税世帯	5,200円	2,600円	5,100円	2,550円
D2		25,000円以上34,999円以下課税世帯	6,600円	3,300円	6,500円	3,250円	D2		25,000円以上34,999円以下課税世帯	6,600円	3,300円	6,500円	3,250円
D3		35,000円以上49,999円以下課税世帯	8,600円	4,300円	8,500円	4,250円	D3		35,000円以上49,999円以下課税世帯	8,600円	4,300円	8,500円	4,250円
D4		50,000円以上64,999円以下課税世帯	10,000円	5,000円	9,800円	4,900円	D4		50,000円以上64,999円以下課税世帯	10,000円	5,000円	9,800円	4,900円

改正前								改正後							
			世帯								世帯				
D 5			65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円	D 5			65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円
D 6			90,000円 以上 114,999円 以下課税 世帯	15,100円	7,550円	14,800円	7,400円	D 6			90,000円 以上 114,999円 以下課税 世帯	15,100円	7,550円	14,800円	7,400円
D 7			115,000円 以上 144,999円 以下課税 世帯	17,800円	8,900円	17,500円	8,750円	D 7			115,000円 以上 144,999円 以下課税 世帯	17,800円	8,900円	17,500円	8,750円
D 8			145,000円 以上 174,999円 以下課税 世帯	19,800円	9,900円	19,500円	9,750円	D 8			145,000円 以上 174,999円 以下課税 世帯	19,800円	9,900円	19,500円	9,750円
D 9			175,000円 以上 204,999円 以下課税 世帯	21,300円	10,650円	20,900円	10,450円	D 9			175,000円 以上 204,999円 以下課税 世帯	21,300円	10,650円	20,900円	10,450円
D 10			205,000円 以上	21,500円	11,350円	21,500円	11,150円	D 10			205,000円 以上	21,500円	11,350円	21,500円	11,150円

改正前								改正後							
			234,999円 以下課税 世帯								234,999円 以下課税 世帯				
	D 11 ～ D 25		235,000円 以上課税 世帯	21,500円	11,500円	21,500円	11,500円		D 11 ～ D 25		235,000円 以上課税 世帯	21,500円	11,500円	21,500円	11,500円
付 則（平成28年 3 月25日 条例第33号） この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成28年 6 月23日 条例第50号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年 4 月分以後の利用者負担額について適用し、平成28年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。								付 則（平成28年 3 月25日 条例第33号） この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成28年 6 月23日 条例第50号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年 4 月分以後の利用者負担額について適用し、平成28年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。							
付 則（平成29年 6 月23日 条例第31号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成29年 4 月分以後の利用者負担額について適用し、平成29年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。								付 則（平成29年 6 月23日 条例第31号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成29年 4 月分以後の利用者負担額について適用し、平成29年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。							
付 則（平成30年 3 月28日 条例第29号） （施行期日等） 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。								付 則（平成30年 3 月28日 条例第29号） （施行期日等） 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。							

改正前	改正後
担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（平成30年7月2日条例第46号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月1日条例第15号） （施行期日等） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（令和2年3月25日条例第19号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和5年9月29日条例第60号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。	担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（平成30年7月2日条例第46号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月1日条例第15号） （施行期日等） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。 付 則（令和2年3月25日条例第19号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和5年9月29日条例第60号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。 付 則（令和7年 月 日条例 号） （施行期日）

改正前			改正後	
			1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。	
			(経過措置)	
			2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和7年9月分以後の利用者負担額について適用し、令和7年8月までの利用者負担額については、なお、従前の例による。	
			(削除)	
別表第1（第4条関係）				
認可保育所・認定こども園（長時間利用）・認可外保育施設				
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		0円	0円
D 1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上 24,999円以下	7,200円	7,100円
D 2	得割課税世帯	25,000円以上 34,999円以下	9,100円	8,900円
D 3		35,000円以上 49,999円以下	12,000円	11,800円
D 4		50,000円以上 64,999円以下	13,900円	13,700円
		課税世帯		

改正前						改正後					
D 5		65,000円以上									
		89,999円以下	15,000円		14,700円						
		課税世帯									
D 6		90,000円以上									
		114,999円以下	21,000円		20,600円						
		課税世帯									
D 7		115,000円以上									
		144,999円以下	24,700円		24,300円						
		課税世帯									
D 8		145,000円以上									
		174,999円以下	27,500円		27,000円						
		課税世帯									
D 9		175,000円以上									
		204,999円以下	29,600円		29,100円						
		課税世帯									
D 10		205,000円以上									
		234,999円以下	31,500円		31,000円						
		課税世帯									
D 11		235,000円以上									
		259,999円以下	33,500円		32,900円						
		課税世帯									
D 12		260,000円以上									
		284,999円以下	35,200円		34,600円						
		課税世帯									
D 13		285,000円以上									
		309,999円以下	37,000円		36,400円						
		課税世帯									
D 14		310,000円以上	38,500円		37,800円						

改正前						改正後					
			上329,999円 以下課税世帯								
D15			330,000円以 上349,999円 以下課税世帯	41,200円	40,500円						
D16			350,000円以 上364,999円 以下課税世帯	42,700円	42,000円						
D17			365,000円以 上379,999円 以下課税世帯	44,200円	43,400円						
D18			380,000円以 上394,999円 以下課税世帯	45,500円	44,700円						
D19			395,000円以 上409,999円 以下課税世帯	47,000円	46,200円						
D20			410,000円以 上424,999円 以下課税世帯	51,400円	50,500円						
D21			425,000円以 上524,999円 以下課税世帯	57,900円	56,900円						
D22			525,000円以 上724,999円 以下課税世帯	63,700円	62,600円						
D23			725,000円以 上1,024,999	68,500円	67,300円						

改正前						改正後					
			円以下課税世帯								
	D24		1,025,000円以上		71,900円				70,700円		
			1,424,999円以下課税世帯								
	D25		1,425,000円以上課税世帯		75,500円				74,200円		
備考											
1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。											
(1) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。											
(2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。											
2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。											
3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。											
別表第2（第4条関係）						(削除)					

改正前				改正後			
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）							
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）				
			保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円			
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		0円	0円			
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		0円	0円			
D 1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上 24,999円以下	6,500円	6,400円			
D 2	得割課税世帯	25,000円以上 34,999円以下	8,200円	8,100円			
D 3		35,000円以上 49,999円以下	10,800円	10,600円			
D 4		50,000円以上 64,999円以下	12,500円	12,300円			
D 5		65,000円以上 89,999円以下	13,500円	13,300円			
D 6		90,000円以上 114,999円以下	18,900円	18,600円			
D 7		115,000円以上	22,200円	21,800円			

改正前						改正後					
			上144,999円 以下課税世帯								
D 8			145,000円以 上174,999円 以下課税世帯	24,800円	24,400円						
D 9			175,000円以 上204,999円 以下課税世帯	26,600円	26,100円						
D 10			205,000円以 上234,999円 以下課税世帯	28,400円	27,900円						
D 11			235,000円以 上259,999円 以下課税世帯	30,200円	29,700円						
D 12			260,000円以 上284,999円 以下課税世帯	31,700円	31,200円						
D 13			285,000円以 上309,999円 以下課税世帯	33,300円	32,700円						
D 14			310,000円以 上329,999円 以下課税世帯	34,700円	34,100円						
D 15			330,000円以 上349,999円 以下課税世帯	37,100円	36,500円						
D 16			350,000円以 上364,999円	38,400円	37,700円						

改正前						改正後					
			以下課税世帯								
D17			365,000円以 上379,999円	39,800円	39,100円						
			以下課税世帯								
D18			380,000円以 上394,999円	41,000円	40,300円						
			以下課税世帯								
D19			395,000円以 上409,999円	42,300円	41,600円						
			以下課税世帯								
D20			410,000円以 上424,999円	46,300円	45,500円						
			以下課税世帯								
D21			425,000円以 上524,999円	52,100円	51,200円						
			以下課税世帯								
D22			525,000円以 上724,999円	57,300円	56,300円						
			以下課税世帯								
D23			725,000円以 上1,024,999 円以下課税世 帯	61,700円	60,700円						
D24			1,025,000円 以上 1,424,999円 以下課税世帯	64,700円	63,600円						
D25			1,425,000円	68,000円	66,800円						

改正前						改正後		
			以上課税世帯			(削除)		
別表第3（第4条関係）								
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）								
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）					
			保育標準時間	保育短時間				
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円				
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		0円	0円				
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		0円	0円				
D 1	A階層を除	1円以上						
	き、特別区（市	24,999円以下	5,200円	5,100円				
	町村）民税所	課税世帯						
D 2	得割課税世帯	25,000円以上						
		34,999円以下	6,600円	6,500円				
		課税世帯						
D 3		35,000円以上						
		49,999円以下	8,600円	8,500円				
		課税世帯						
D 4		50,000円以上						
		64,999円以下	10,000円	9,800円				
		課税世帯						
D 5		65,000円以上						
		89,999円以下	10,800円	10,600円				
		課税世帯						
D 6		90,000円以上						
		114,999円以	15,100円	14,800円				

改正前					改正後				
			下課税世帯						
D 7			115,000円以 上144,999円 以下課税世帯	17,800円	17,500円				
D 8			145,000円以 上174,999円 以下課税世帯	19,800円	19,500円				
D 9			175,000円以 上204,999円 以下課税世帯	21,300円	20,900円				
D 10			205,000円以 上234,999円 以下課税世帯	22,700円	22,300円				
D 11			235,000円以 上259,999円 以下課税世帯	24,200円	23,800円				
D 12			260,000円以 上284,999円 以下課税世帯	25,400円	25,000円				
D 13			285,000円以 上309,999円 以下課税世帯	26,600円	26,100円				
D 14			310,000円以 上329,999円 以下課税世帯	27,800円	27,300円				
D 15			330,000円以 上349,999円 以下課税世帯	29,700円	29,200円				

改正前						改正後					
D 16		350,000円以 上364,999円 以下課税世帯		30,700円	30,200円						
D 17		365,000円以 上379,999円 以下課税世帯		31,800円	31,300円						
D 18		380,000円以 上394,999円 以下課税世帯		32,800円	32,200円						
D 19		395,000円以 上409,999円 以下課税世帯		33,800円	33,200円						
D 20		410,000円以 上424,999円 以下課税世帯		37,000円	36,400円						
D 21		425,000円以 上524,999円 以下課税世帯		41,700円	41,000円						
D 22		525,000円以 上724,999円 以下課税世帯		45,800円	45,000円						
D 23		725,000円以 上1,024,999 円以下課税世 帯		49,400円	48,600円						
D 24		1,025,000円 以上 1,424,999円		51,800円	50,900円						

改正前						改正後	
			以下課税世帯				
	D 25		1, 425, 000円	54, 400円	53, 500円		
			以上課税世帯				
別表第 4（第 4 条関係）						(削除)	
居宅訪問型保育事業							
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）				
			保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護適用中の世帯		0 円	0 円			
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		0 円	0 円			
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		0 円	0 円			
D 1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1 円以上 12, 199円以下課税世帯	13, 200円	13, 000円			
D 2	12, 200円以上24, 299円以下課税世帯		15, 300円	15, 000円			
D 3	24, 300円以上36, 499円以下課税世帯		17, 400円	17, 100円			
D 4	36, 500円以上48, 599円以下課税世帯		19, 500円	19, 300円			
D 5	48, 600円以上		22, 100円	21, 700円			

改正前						改正後					
			上60,699円 以下課税世帯								
	D 6		60,700円以上72,799円 以下課税世帯	24,700円	24,300円						
	D 7		72,800円以上84,899円 以下課税世帯	27,300円	26,800円						
	D 8		84,900円以上96,999円 以下課税世帯	30,000円	29,600円						
	D 9		97,000円以上114,999円 以下課税世帯	33,600円	33,000円						
	D10		115,000円以上132,999円 以下課税世帯	37,200円	36,600円						
	D11		133,000円以上150,999円 以下課税世帯	40,800円	40,100円						
	D12		151,000円以上	44,500円	43,900円						

改正前						改正後					
			上168,999円 以下課税世帯								
	D13		169,000円以上201,999円 以下課税世帯	48,600円	47,800円						
	D14		202,000円以上234,999円 以下課税世帯	52,700円	51,800円						
	D15		235,000円以上267,999円 以下課税世帯	56,800円	55,800円						
	D16		268,000円以上300,999円 以下課税世帯	61,000円	60,100円						
	D17		301,000円以上324,999円 以下課税世帯	65,700円	64,600円						
	D18		325,000円以上348,999円 以下課税世帯	70,400円	69,200円						
	D19		349,000円以上	75,100円	73,800円						

改正前						改正後					
			上372,999円								
			以下課税世帯								
D20			373,000円以上396,999円	80,000円	78,800円						
			以下課税世帯								
D21			397,000円以上420,999円	84,800円	83,400円						
			以下課税世帯								
D22			421,000円以上444,999円	89,600円	88,100円						
			以下課税世帯								
D23			445,000円以上468,999円	94,400円	92,800円						
			以下課税世帯								
D24			469,000円以上492,999円	99,200円	97,500円						
			以下課税世帯								
D25			493,000円以上	104,000円	102,400円						
			課税世帯								
備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあつては、別表第1の利用者負担額を適用する。											
(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少											

改正前					改正後				
の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるため の保育を行う場合									
(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合									
別表第5 (第6条関係)					別表第1 (第6条関係)				
特別保育区分		階層区分	特別保育利用料		特別保育区分		階層区分	特別保育利用料	
			1歳以上児	0歳児				1歳以上児	0歳児
延長保 育	午前7時から 午前7時30分 まで	A階層及びB 階層	月額 600円	月額 900円	延長保 育	午前7時から 午前7時30分 まで	A階層及びB 階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD 階層	月額 2,500円	月額 3,750円			C階層及びD 階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分 から午後7時 30分まで	A階層及びB 階層	月額 1,000円	月額 1,500円	午後6時30分 から午後7時 30分まで	午後6時30分 から午後7時 30分まで	A階層及びB 階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD 階層	月額 4,000円	月額 6,000円			C階層及びD 階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	午後6時30分 から午後8時 30分まで	A階層及びB 階層	月額 2,500円	月額 3,750円	午後6時30分 から午後8時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	A階層及びB 階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C階層及びD 階層	月額 1万円	月額 1万 5,000円			C階層及びD 階層	月額 1万円	月額 1万 5,000円
一時延 長保育	午前7時から 午前7時30分 まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円	一時延 長保育	午前7時から 午前7時30分 まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分 から午後7時 30分まで		日額 800円	日額 1,200円		午後6時30分 から午後7時 30分まで		日額 800円	日額 1,200円
	午後7時30分 から午後8時 30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円		午後7時30分 から午後8時 30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円
	下記の時間内	全ての階層	日額 500円			下記の時間内	全ての階層	日額 500円	

改正前					改正後				
		①午前7時30分から午前8時30分まで②午後4時30分から午後6時30分まで	(保育短時間認定子どものみ)				①午前7時30分から午前8時30分まで②午後4時30分から午後6時30分まで	(保育短時間認定子どものみ)	
			全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額				全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
	年末保育		全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		年末保育		全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
	病後児保育		A階層	日額 0円		病後児保育		A階層	日額 0円
			B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額				B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
	一時保育		全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		一時保育		全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
備考					備考				
1 この表の階層区分は、別表第1の例による。					1 この表の階層区分は、次の各号に掲げる階層の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。				
					(1) A階層 生活保護適用中の世帯				
					(2) B階層 A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課				

改正前					改正後																																		
2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。 別表第6（第6条関係） <table><tr><th>特別保育区分</th><th>実施曜日</th><th>実施時期</th><th>預かり保育時間</th><th>特別保育利用料 （日額）</th></tr><tr><td rowspan="3">預かり保育</td><td rowspan="3">月曜日から金曜日 まで</td><td>学期中</td><td>午後2時から午後5時まで</td><td>350円</td></tr><tr><td rowspan="2">長期休業中</td><td>午前9時から午後2時まで</td><td>350円</td></tr><tr><td>午前9時から午後5時まで</td><td>700円</td></tr></table>					特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料 （日額）	預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	350円	長期休業中	午前9時から午後2時まで	350円	午前9時から午後5時まで	700円	税世帯 （3） C階層 A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯 世帯 （4） D階層 A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯 2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。 別表第2（第6条関係） <table><tr><th>特別保育区分</th><th>実施曜日</th><th>実施時期</th><th>預かり保育時間</th><th>特別保育利用料 （日額）</th></tr><tr><td rowspan="3">預かり保育</td><td rowspan="3">月曜日から金曜日 まで</td><td>学期中</td><td>午後2時から午後5時まで</td><td>350円</td></tr><tr><td rowspan="2">長期休業中</td><td>午前9時から午後2時まで</td><td>350円</td></tr><tr><td>午前9時から午後5時まで</td><td>700円</td></tr></table>					特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料 （日額）	預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	350円	長期休業中	午前9時から午後2時まで	350円	午前9時から午後5時まで	700円
					特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料 （日額）																														
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	350円																																			
		長期休業中	午前9時から午後2時まで	350円																																			
			午前9時から午後5時まで	700円																																			
特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料 （日額）																																			
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	350円																																			
		長期休業中	午前9時から午後2時まで	350円																																			
			午前9時から午後5時まで	700円																																			